

議案第 15 号

川崎市アートセンターの指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成 23 年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる公 の施設の名称及び 所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
川崎市アートセン ター 川崎市麻生区万福 寺 6 丁目 7 番 1 号	川崎市川崎区 駅前本町 12 番 地 1	川崎市文化財団グループ 代表者 財団法人川崎市文化財団 理事長 寺尾 嘉剛 構成員 学校法人東成学園 理事長 下八川 共祐 構成員 学校法人神奈川映像学園 理事長 佐々木 正路	平成 24 年 4 月 1 日 から 平成 29 年 3 月 31 日 まで

参考資料

川崎市文化財団グループの概要

代表者	財団法人川崎市文化財団
設立	昭和60年3月23日
基本財産	3,000万円
職員数	33名
目的	市民の文化活動の振興を図り、もって市民生活の向上と川崎市における新しい市民文化の創造に寄与することを目的とする。
事業実績	<ol style="list-style-type: none">(1) 文化情報事業の実施(2) 古典芸能普及事業の実施(3) 歴史文化事業の実施(4) 公演事業の実施(5) 美術展等の開催(6) 芸術文化育成事業の実施(7) 文化施設運営事業の実施(8) 川崎・しんゆり芸術祭の開催(9) ミューザ川崎シンフォニーホールの指定管理(10) 川崎市アートセンターの指定管理
構成員	学校法人東成学園
設立	昭和33年3月18日
基本財産	172億6,784万2,449円
従業員数	147名

目 的 教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、音楽を中心とした幅広い領域に関する深い知識、技能を備え、広い視野と高い見識を持つ人材を育成し、もって文化の向上と社会の福祉に寄与することを目的とする。

事業実績 (1) 学校の設置
昭和音楽大学大学院音楽研究科
昭和音楽大学音楽学部作曲学科、器楽学科、声楽学科、音楽芸術運営学科
昭和音楽大学短期大学部音楽科
(2) 歌曲研究所、舞台芸術センターなどの大学付属機関の運営
(3) 音楽・バレエ教室の開設
(4) 公開講座の開催
(5) 川崎・しんゆり芸術祭の開催

構 成 員 学校法人神奈川映像学園

設 立 昭和60年11月29日

基本財産 11億5,749万2,170円

従業員数 32名

目 的 教育基本法及び学校教育法に基づき、学校教育及び専修学校教育を行うことを目的とする。

事業実績 (1) 学校の設置
日本映画学校文化・教養専門課程
(2) 大学開設の準備
日本映画大学映画学部映画学科